



家畜衛生だより

令和5年4月第3号(牛)
 東部・北部家畜防疫獣医師会
 (公社)千葉県畜産協会
 東部家畜保健衛生所
 TEL: 0475(52)4101
 FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

ゴールデンウィークに備え防疫対策の徹底を！！

令和4年10月以降、新型コロナウイルス(COVID-19)に関する入国規制が緩和され、海外からの人・モノの移動が増えている状況です。また、近隣国では口蹄疫の発生が継続、又は拡大しています。家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、引き続き防疫対策を徹底しましょう。

引き続き、飼養衛生管理の徹底をお願いします！

1 海外渡航の自粛！畜産物の持ち込み禁止！

アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航は自粛しましょう
 海外からの肉製品等の持ち込みも禁止されています

2 農場へ部外者をいれない！野生動物の侵入防止！

看板等を設置し、部外者が立ち入らないようにしましょう
 防護柵や畜舎壁等を点検し、破損があれば改善しましょう

3 立入者衣服交換！手指消毒！

衛生管理区域に入る人は専用衣服と長靴を着用し、手指の消毒を徹底しましょう
 物を持ち込む場合は当該物品も消毒しましょう

4 消毒薬の適正使用！

踏み込み消毒槽等は、汚れた場合だけでなく、少なくとも1日に1回は交換しましょう
 適切な濃度の消毒薬を使用しましょう

5 毎日の健康観察！早期発見及び早期通報！

異常を認めたら、直ちに当所に通報してください！



令和5年度定期報告書未提出の方へ

定期報告書の提出をお願いします！

牛の健康状態には常に注意し、疑わしい症状があればすぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡をしてください。

東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

再度、ご確認ください！

疑わしい症状を
見つけたら、直
ちに通報を！！

口蹄疫の特定症状

- 1 次のいずれにも該当すること。
 - イ 摂氏39.0度以上の発熱があること。
 - ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。
 - ハ 口腔内に水疱があること。
- 2 同一の畜房(単飼の場合にあっては、同一の畜舎)内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- 3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。



泡沫性流涎(黒毛和種)



舌の水疱(ホルスタイン種)



舌のびらん(黒毛和種)



乳頭の水疱(ホルスタイン種)